



令和7年6月2日

トピックス ～ 相続時精算課税制度のメリット・デメリット ～

NO. 329(令和6年10月1日)で、贈与税の課税方法である「暦年課税」と「相続時精算課税」について比較して違いを紹介しましたが、今回は「相続時精算課税」を選択する場合のメリットとデメリットについてお伝えします。詳しくは当事務所にお尋ねください。

【概要】

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

「相続時精算課税」における贈与税の計算方法は、財産の価額の合計額から基礎控除額 110 万円を控除し、特別控除額 2,500 万円（前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となります。）を控除した残額に対して贈与税がかかります。

特定贈与者が亡くなった時に、本来の相続財産の価額に相続時精算課税適用財産の贈与時の価額（贈与を受けた年分ごとの基礎控除額を控除した残額）を加算して相続税額を計算します。

【メリット】

- 2,500 万円の特別控除があり、2,500 万円を超える部分の税率も一律 20%であるため、相続が発生するまでの間は**大きな財産を少ない贈与税の負担で動かすことができます**（相続が発生したときには、相続財産の価額に加算して計算がされるため、その分の相続税がそのときにかかります）。そのため、まとまった財産を動かすことができ、財産をもらった子や孫は相続が発生する時期まで早い時期からそのまとまった財産を有効活用することができます。例えば、収益を生む不動産をこの制度を利用して贈与することは有効な方法と言えます。
- 「暦年課税」では、相続が発生した場合に、その相続開始前 7 年以内（但し、経過措置あり。以下同様。）に被相続人から贈与により取得した財産があるときは、その贈与により取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。つまり、贈与をしてもその後 7 年超経過しないと、その贈与は税務上完結したことにはならないと言えます。一方で「相続時精算課税」であれば、その贈与が**相続開始前 7 年以内であったとしても年分ごとの 110 万円の基礎控除の部分については、加算をする必要はありません**。
- 相続時精算課税制度を利用することにより、贈与者が生きている間に**相続させたいと思っている財産を相続させたい相手に確実に贈与することができます**。この結果、相続財産を巡る相続人同士の相続争いを防ぐことも期待できます。

【デメリット】

- この制度は特定贈与者ごとに選択できますが、**一度選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することできなくなります**。ただし、暦年課税が使えなくなるのは、制度を選択した贈与者からの贈与のみですので、他の贈与者からの贈与に対しては暦年課税を利用することができます。
- 小規模宅地等の特例の対象となる宅地を贈与すると「小規模宅地等の特例」が使えなくなります。
- 相続登記では不動産取得税はかからず、登録免許税も少ない金額で済みますが、「相続時精算課税」による生前贈与をすると、不動産取得税や登録免許税の負担が相続登記より大きくなります。

【補足】

「暦年課税」と「相続時精算課税」のどちらが有利になるかは一概には判定できません。贈与者の年齢や受贈者の状況、考え方などによってどちらを選ぶかは変わってくるものと思われます。

事務所通信を毎月お届けするようになってから、今号で337号となっております。これほど続くとは思っていませんでしたが、愛読者！に支えられ、あるいは叱咤されながら、その時々のお話の紹介や心境をブログ風には書き綴ってきました。今回も正に月初の1日に、自宅でパソコンに向かって書き進めているところです。過去に書いた「所長のつぶやき」を振り返ってみると、その時々のお話の紹介や心境の吐露に微笑したり、思わず自画自賛したりして、文章として残していることの有り難みを感じずにはられません。パソコンが普及している今日では、文章にして保存することが簡単であり、嵩張らず、半永久的に残しておくことが出来ます。その意味でこの「つぶやき」は大切な財産になっていると言えます。

今月5日に78歳の誕生日を迎えます。つい最近、一回り上の大先輩や親しくしていた友人が亡くなりました。更には年下の訃報に接する機会も多くなっており、改めて健康の有り難みを実感している次第です。それにしてもコロナ禍以降、すっかり家族葬が定着してか、事後報告が普通になってしまい、葬儀に参列して故人を偲ぶという機会がなくなり、これが時勢なのかと思いつつ一抹の寂しさを感じる今日この頃です。

さて、トランプ関税の影響の拡がりについて。昨年の大統領選挙以来、鳴り物入りの高関税政策でMAGA（偉大なアメリカの復活）の実現を標榜しておりますが、最近の動向を見ると、これは単なるディールではなく、（良し悪しはともかく）巨額の貿易赤字・財政赤字を克服するための基本政策であり、駆け引きによる強弱・濃淡はあるものの、世界中が避けて通れない通商政策であると覚悟を決めて対処するしかない状況になっております。注目すべきは、これは中国封じ込め政策の一環ではなく（もちろん、最大の標的が中国であることは間違いありませんが）いわゆる自由主義陣営という同盟国・準同盟国に対しても容赦しないというこれまでに経験したことのないアメリカファーストの世界戦略が始まろうとしております。驚くべきは、これが経済政策に留まらず、思想や信教の自由まで脅かしかねない、大学の自治を否定する不寛容な態度が鮮明になっていることです。イスラエルのガザ地区への侵攻に対する是非の議論を発端とする、ハーバード大学内での学生を中心とした抗議活動を容認した大学当局に対して、補助金をカットするという経済的締め付けに留まらず、外国人留学生に対する学生ビザの発給停止を強行しようとしております。かつて、アメリカがカダフィー大佐率いる「ならず者国家」リビアに対して武力行使を含めた強硬策を採用した時は「自由世界」を守るという大義名分がありましたが、今回のトランプ大統領の行動は、正に、自らが「ならず者国家」に成り下がっていることを世界に宣言していることに他なりません。自分の非を認めず、従わないものは徹底的に叩くという考え方に支配されているトランプ大統領の統治政策には、暗然たる気持ちが強くなる一方です。分断と混迷がますます深まりそうですが、おそらくこの傾向は来年の中間選挙まで収まることはなさそうです。誠に残念と言わざるを得ません。

一方、国内では、「令和の米騒動」が注視されます。前農林大臣が失言により、事実上更迭されたあと、小泉新大臣の登場によって局面転換が図られております。古々米とはいえ、半値以下で備蓄米がスーパー等で販売され、やや落ち着きを取り戻しつつあります。農業の担い手が高齢化し、10年はおろか、5年先には生産者が半減するという待ったなしの危機的な状況を冷静に把握して、抜本的な農業政策の見直しが必要となっております。食料安保の中核をなす、日本のコメ作りを質量ともに強固にしていく正念場であり、これをピンチではなくチャンスにとらえ、減反政策から脱却し、株式会社を含めて誰もがコメを生産することが可能になる大胆な政策の転換が今こそ求められているといえます。

《わか和奏・りよう遼真通信》

先月、ゴールデンウィークの翌週に東京行きを計画していたのですが、変更を余儀なくされ、残念ながら和奏と会うことが出来ておりません。来週、行くことになりました！

(令和7年6月2日 所長 橋本)

